



あふれる笑顔をすべての人に…
あゆみ歯科クリニック



あゆみ歯科クリニックは、 「好きな仕事を頑張りたい」 そんな女性を応援します！

あゆみ歯科クリニックでは、ライフイベントに左右されやすい女性が安心して長く働く環境を提供するための充実したサポート体制を整えています。好きな仕事を長く、安心して続けるために、積極的に制度を利用してください。

こんなにあります！ 使える制度！

時短社員制度



これまでの功績に応じて、「定時上がり」や「〇時上がり」など、ライフスタイルに合わせて柔軟に対応します。※給与額については個別に相談

住宅手当



結婚後引っ越しの場合に、それまでの功績に応じて一部住宅手当を用意しています。

傷病手当



ケガや病気以外にも「つわり」でも使えるって知っていますか？体調不良の時も安心してお休みしていただけます。

産休手当・出産一時金



今後、妊娠・出産を考えている女性がチェックしておきたい「産休」「育休」。「出産一時金」は、出産時に42万円支給されます。

育休手当



産後休業が終わった翌日から、子育てのために子どもが1歳の誕生日を迎えるまで希望期間内で休業することができます。※取得条件あり

保育園



クリニックに隣接した保育園があります。定期利用だけでなく、一時預かりも可能！働く女性を応援します。

Question 傷病手当とは？～病気・ケガ・つわりの時に～

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気・ケガ・つわりのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

- 支給条件
- ①業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること
 - ②仕事に就くことができないこと
 - ③休業した期間について給与の支払いがないこと
 - ④連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかつたこと

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から、
連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかつた日に対して支給されます。

支給額 支給前12ヶ月間の平均標準月額 ÷ 30日 × 3分の2が支払われます。

支給金額の計算方法などは
こちらをご覧ください



Question 産休・育休・出産一時金とは？ 期間は？いくらもらえるの？

産休手当

出産や育児のため仕事を休業できる制度「産前休業」と、もうひとつは産後、身体を回復させるために休業する「産後休業」があります。

産前休業期間 出産予定日から6週間（42日）前から、会社に申請し取得することができます。

産後休業期間 出産翌日から8週間（56日）を申請し取得することができます。



出産一時金

妊婦さんが被保険者の場合、分娩費用に充てられる「出産一時金」が国から支給されます。

支給条件 ①妊娠4ヶ月目以降（85日目以降）の被保険者 ②公的医療保険加入済の被保険者、被扶養者

支給額 赤ちゃん一人につき42万円支払われます。

育休手当

原則として1歳に満たない子どもの育児のために休業するのが「育児休業」です。

育児休業期間 産後57日～子どもが1歳になる前日までを申請し取得することができます。

支給額 「休業開始時賃金日額 × 支給日数の67%」が雇用保険制度より支払われます。

※育児休業を開始してから半年が経過した場合には「休業開始時賃金日額 × 支給日数の50%」になります。

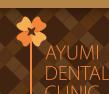
保育園もあります！

あゆみ歯科クリニックに隣接して開園した企業主導型保育施設です。子どもと一緒に出勤して、お昼休みには子どもと一緒にお昼ごはんを食べ、夕方はまた一緒に帰っていくという理想的なライフスタイルも可能になります。仕事も育児もとてもスムーズにできるので、安心して仕事に集中できます。



院長からのメッセージ

出産や育児は女性の人生に大きく関わりますよね。あゆみ歯科ではスケールメリットを活かして、そんな女性のターニングポイントをしっかりと応援できる体制を整えています。制度を理解してしっかりと人生設計を考えていきましょう^_^



あふれる笑顔をすべての人に…
あゆみ歯科クリニック